

茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金要綱

(目的)

第1 この要綱は、国の中小企業等事業再構築促進事業（以下「事業再構築補助金」という。）を実行しようとする中小企業等に対して、事業計画の策定を委託する経費の一部を補助することにより、中小企業等の事業再構築を促進し、もって市内商工業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、市内事業所において事業再構築を行うこと。
- (2) 市税の滞納をしていないこと。

(補助対象経費)

第3 補助金の対象となる経費は、国の事業再構築補助金の取得に要する経費のうち、事業計画の策定に要する経費とする。ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。

(補助金額)

第4 補助金の額は、第3の補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、同一年度内に交付を受けることができる補助金の額は、1企業につき100,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて令和4年3月31日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 認定経営革新等支援機関の確認書
- (2) 事業計画書の策定委託にかかる契約書等及び支出内容がわかるもの（領収書及び明細書）
- (3) 市税完納証明書
- (4) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から1月以内に茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(補助金の取消し等)

第9 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

(書類の保存等)

第10 補助金の交付を受けたものは、当該補助金の交付に関する書類を整備するとともに、補助金の交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和3年5月5日から実施する。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

名 称

代表者

㊟

※自署の場合は押印不要

茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金交付申請書

茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金の交付を次のとおり申請します。
なお、申請内容の確認のために必要があるときは、市長が関係機関に照会することに同意します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 認定経営革新等支援機関の確認書
- (2) 事業計画書の策定委託にかかる契約書等及び領収書
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類(完納証明書)
- (4) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）
に規定する誓約書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者 様

茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金は、金 円を交付します。

令和 年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

名 称

代表者

⑩

※個人事業主で自署の場合は押印不要

茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金請求書

令和 年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった茨木市中小企業等事業再構築促進事業計画策定補助金を次のとおり請求します。

1 金 額

円